

募集要項－継続申請者用－

1. 信友社ひまわり奨学金（給付型）制度の概要

1) 奨学金（授業料・生活費等）の給付額

熊本県内に所在する大学、短期大学、専修学校等における授業料（入学から卒業までの期間で最大4年間）、生活費等を対象に日本学生支援機構の給付奨学金との合計で年額200万円を上限に給付します。

※給付額は個々の状況を総合的に判断し、決定します。

※他の奨学金と併給の場合は減額する場合があります。

※成績が不良のとき、また法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為があった場合は、給付額減額または給付停止となることがあります。

2) 奨学期間

1年間（4月～翌年3月）

卒業までの支援を目的とするため、原則として入学年度より最長3年間の継続申請を認めます。

3) 申請の区分

継続申請：現在の奨学生で、次年度も継続して当法人より奨学金給付を希望する者

4) 支給停止の要件

- (1) 退学したとき
- (2) 奨学生が長期にわたって欠席したとき
- (3) 奨学生が原級にとどまったくとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績又は素行が不良となったとき

- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (7) 生活状況報告書を提出しない場合
- (8) 在学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (9) 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

2. 応募資格（継続申請者の場合）

次の要件をすべて備える者

- (1) 当法人から奨学金を給付されている者
- (2) 在学校において、学業優秀であり、品行方正である者
- (3) 募集要項に定める奨学生の義務を履行している者
- (4) 日本学生支援機構の給付奨学金を申込手続き（併願）している者

3. 応募方法

1) 応募の方法

奨学生志願者は、奨学生願書に下記の応募書類、添付書類を揃えて、当法人事務局宛に郵送して下さい。

【送付先】

〒860-0804

熊本県熊本市中央区辛島町 6 番 2 号

公益財団法人 信友社 事務局

※お送りいただいた書類は、当法人の事業を遂行する目的以外には一切使用致しません。

なお、応募書類、添付書類は返却しません。

2) 応募書類

(1) 奨学生願書（当法人指定用紙 様式 2-2）

写真 1 枚（カラー写真、上半身正面で、応募前 3 ヶ月以内のもの、4.5×3.5cm）を願書に貼付して下さい。

(2) 作文（A4 用紙 800 字程度、書式は自由です。）

在学中の出来事や研究している内容、目指す職業などを書いた作文を提出して下さい。

3) 添付書類

(1) 在学証明書

(2) 住民票（応募時 3 ヶ月以内のもの。コピー不可。個人番号の記載不要。住民票登録住所が児童養護施設以外の場合は世帯全員記載のもの。）

(3) 日本学生支援機構の給付奨学金申込書類の写し、又は奨学生採用候補者決定通知の写し（次年度受給分の申請書類を提出してください。）

(4) 他の奨学金申込書類の写し、又は奨学金決定通知等の写し（次年度、日本学生支援機構の奨学金以外に奨学金受給が見込まれる場合は、受給先名、期間、金額等が分かる書類の写しを提出してください。）

4. 応募期間・採用期間

応募期間・・毎年 12 月 1 日～12 月末日

選考及び採用・・書類審査を 1 月に行い、3 月上旬までに採用を決定します。

5. 選考方法及び採用方法

1) 選考

応募書類、在学証明書等の書類審査後に選考委員会で作文の評価及び審議を行い、採否を決定します。

2) 採用

採用内定者には「誓約書（当法人指定用紙 様式4）」の提出をしていただきます。
その後、「認定式への出席」の双方をもって正式に奨学生として認定します。

3) 奨学金給付額及び給付時期

- (1) 次年度の収支予算書を提出後、理事会で給付額を決定します。
- (2) 授業料は、原則として給付額を各学校の納入時期に本人名義の口座に送金します。
(学校へ納付後、振込書等のコピーを提出してください。)
- (3) 生活費等は、原則として一定金額を毎月25日（土日祝日にあたる場合はその前日）に本人名義の口座に送金します。

4) 採用予定人数

卒業までの奨学支援を目的としているため、継続申請者の要件を満たし、選考後採用された方については全員の採用を予定しています。

6. 特徴及び奨学生の義務

この奨学金の特徴は次の通りです。

- 1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。

- 2) 奨学生の卒業後の就職、進学等については問いませんが、社会にとって有用な人材になるとともに下記の義務を順守して下さい。
- (1) 奨学生は、募集要項に規定された内容を遵守し、資格条件に抵触することがあれば速やかに届け出ること
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を理事長に届け出ること
1. 休学、復学、転学又は退学したとき
 2. 停学その他の処分を受けたとき
 3. 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (3) 奨学期間中、下記の書類を理事長に提出すること
1. 在学証明書
 2. 成績証明書（履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのものは不可。段階評価又は点数評価された直近の年のもの。）
 3. 生活状況報告書（当法人指定用紙 様式 5）
※毎月、生活状況報告書を提出すること。また、授業料の納入後には振込書等の控えを持参すること。
- (4) 奨学期間中、当法人主催の行事に参加すること
- (5) 進学校を卒業後も積極的に当法人主催の行事に参加するとともに、後輩の指導や相談に当たること
- (6) 奨学期間中、3ヶ月に1度は近況報告のため事務局を訪ねること

(令和3年7月1日改正)